

令和3年第2回定例会（12月議会）
建設部 提出資料（12月1日）

建設委員会・分科会

【予算・議案関係】

- | | | | |
|----------------|---|-----|----|
| ○ 建設部 | 令和3年度12月補正予算案の概要について | ・・・ | 1 |
| ○ 下水道マネジメント推進課 | 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路包括管理に係る債務負担行為の設定について | ・・・ | 4 |
| | 公の施設の指定管理者の指定について | ・・・ | 5 |
| ○ 道路課 | 地方道路交付金事業 西目屋二ツ井線（荷上場バイパス）に係る債務負担行為の設定について | ・・・ | 7 |
| ○ 河川砂防課 | 県単河川改良事業 ^{あくど} 悪土川に係る債務負担行為の設定について | ・・・ | 9 |
| ○ 港湾空港課 | 向浜ふ頭用地造成事業に係る債務負担行為の設定について | ・・・ | 11 |
| ○ 建築住宅課 | 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について | ・・・ | 13 |

令和3年度12月補正予算案の概要について

令和3年12月1日
建設部

1 一般会計

(1) 補正予算 $\Delta 128,166$ 千円 (人件費の実績見込みによる補正)

(2) 繰越明許費 $1,576,232$ 千円

・ 地方道路交付金事業、河川改修事業、都市公園安全安心事業 等

(3) 債務負担行為

・ 融雪後の早急な対応や整備効果の早期発現 等

①国庫補助事業

(単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
地方道路交付金事業 (道路維持費分)	2,359,000	融雪後早急に実施する舗装補修工 等 国道105号(大仙市)外31箇所
地方道路交付金事業 (道路整備費分)	1,045,000	令和4年度内の供用開始に向けた改良工 等 西目屋二ツ井線(能代市)外5箇所
雪寒建設機械整備事業	442,000	降雪期前の除雪体制の構築
河川改修事業	420,000	工期が複数年にわたる頭首工改築工 等 下内川(大館市)外1箇所
海岸防災対策事業	173,000	冬季風浪期前の完成に向けた離岸堤ブロック設置工 本荘海岸(由利本荘市)
公共堰堤改良事業	160,000	降雪期前の完成に向けた貯水池斜面地すべり対策工 砂子沢ダム(小坂町)
空港整備事業	321,000	降雪期前の完成に向けた滑走路改良工 秋田空港(秋田市)
合 計	4,920,000	

②県単独事業

(単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
道路除雪事業(単独)	35,000	冬期閉鎖区間の規制解除に向けた春山除雪 国道341号(鹿角市)外16箇所
県単道路維持修繕事業	14,800	春先から実施する街路樹の管理 秋田停車場線(秋田市)外
県単道路補修事業	798,400	融雪後早急に実施する舗装補修工 等 国道108号(由利本荘市)外38箇所

(次ページに続く)

(単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
県単河川改良事業	132,000	降雪期前の完成に向けた築堤護岸工等 悪土川（能代市）外2箇所
県単砂防事業	142,000	台風期前の完成に向けた落石防護網工等 山口地区（仙北市）外2箇所
合計	1,122,200	

③土木施設の維持管理業務、現年発生土木災害復旧事業等 (単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
建設資材価格市況調査業務委託	5,115	特殊な資材の市場取引価格調査
技術アドバイザー業務委託	3,608	設計・調査に係るアドバイザー業務
公共事業執行管理システム改修業務委託	22,660	ソフトウェア更新に伴うシステム改修
道路管理費	202,930	トンネル設備の保守点検
河川維持管理費	27,842	河川情報システムの保守点検等
ダム管理費	58,634	ダム管理用制御処理設備の保守点検
砂防指定地管理費	7,790	砂防情報システムの保守点検
現年発生土木災害復旧事業	200,000	令和4年(1～3月)発生災害への対応
過年発生土木災害復旧事業	440,000	被災箇所の早期復旧
空港維持管理費	4,200	凍結防止剤散布に伴う水質調査
合計	972,779	

2 能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計

(1) 債務負担行為 (単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
能代港灰捨場管理事業	15,000	第1及び第2灰捨場維持管理

3 港湾整備事業特別会計

(1) 債務負担行為 (単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
向浜ふ頭用地造成事業	1,539,000	冬季風浪期前の完成に向けた埋立護岸工等
港湾施設補修費	30,000	秋田港外港地区コンテナヤードの舗装補修工
合計	1,569,000	

4 下水道事業会計

(1) 補正予算 8,669千円 (人件費の実績見込みによる補正)

(2) 債務負担行為 (単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
臨海処理区管路包括管理費	252,145	流域下水道及び流域関連公共下水道維持管理
流域下水道維持管理費	26,696	流域下水道施設の維持管理
十和田湖公共下水道維持管理費	190	十和田湖公共下水道施設の維持管理
合計	279,031	

秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路包括管理に係る債務負担行為の設定について

令和3年12月1日
下水道マネジメント推進課

1 概要

- ・秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）において、県と関連7市町村が管理する管路施設を対象に、その維持管理を民間業者へ委託する。
- ・維持管理費用の負担軽減や業務の効率化を図るとともに、受注業者においても、経営の安定化による人材の確保・育成や設備投資の充実につながるよう、維持管理を包括化し、委託を複数年契約とする。
- ・本業務は、契約期間が複数年にわたることから、債務負担行為を設定する。

2 業務内容

(1) 対象施設

- ・県と7市町村（男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）が管理する管路施設

対象施設	県	関連7市町村
管路	162 km	744 km
マンホールポンプ	—	389箇所


※県が管理するマンホールポンプの点検等は指定管理者が実施

(2) 内容

- ・業務内容：管路施設の保守点検、法定点検、応急対応等
- ・工期：令和4年3月～令和7年3月（3年間）
- ・金額：252,145千円

3 工程表

年度 月	令和3年度			令和4年度				令和5年度				令和6年度		
	12	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
内 容				契約 ○										
			公告 ・入札	準備	管路施設の保守点検等									

 灰色塗：債務負担行為設定

公の施設の指定管理者の指定について

令和3年12月1日
下水道マネジメント推進課

1 概要

- 建設部が所管する下記の施設の指定管理者選定に当たり、県条例における選定基準に基づき、効率的な管理運営や適正かつ確実な管理能力等の観点から総合的に審査した結果、下記候補者を指定管理者として指定する。

議案	施設名	指定管理者候補者	指定期間
第213号	米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道	(株)県北環境保全センター	R4.4.1～R9.3.31 (5年間)
第214号	秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)	東北環境管理(株)	R4.4.1～R7.3.31 (3年間)
第215号	秋田湾・雄物川流域下水道(大曲及び横手処理区)	(株)県南環境保全センター	R4.4.1～R9.3.31 (5年間)

2 指定管理者の候補者選定

(1) 申請手続

- ①申請期間：令和3年7月16日から9月10日まで
- ②周知方法：県公報及びホームページ
- ③申請者：上記候補者のみ

(2) 候補者選定に係る委員会

- ①委員の構成（内部委員1名を含む計5名（公募委員への応募なし））

氏名	所属・職業等	備考
木口 倫	秋田県立大学生物資源科学部 准教授	学識経験者
鎌田 公人	田口幹夫税理士事務所 税理士	財務・会計
工藤 守	日本下水道事業団 秋田事務所長	下水道普及団体
滝沢 厚	秋田市上下水道局 理事	上下水道行政
奈良 滋	秋田県建設部 次長	内部委員（委員長）

- ②選定委員会の開催状況

区分	開催日	内容
第1回	10月13日	制度の概要、対象施設及び募集要項の説明、現場視察
第2回	11月5日	申請団体のプレゼン・質疑応答、採点審査、候補者選定

③選定結果

- ・効率的な運営や管理能力等の適格性が認められたことから、下記の団体を指定管理者候補者として選定した。

○米代川流域下水道及び十和田湖公共下水道

候補者名：(株)県北環境保全センター

評価項目	平等な利用の確保 (○か×)	設置目的の 効果的達成 (満点15点)	効率的な 管理運営 (満点30点)	適正・確実な 管理能力 (満点40点)	その他必要 な事項 (満点15点)	合計点 (満点100点)
評価点	○	11.8	22.4	34.8	11.6	80.6
委員からの 主な意見	・薬品等の管理にあたり、デジタル化による情報共有に取り組んでいる。					

○秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）

候補者名：東北環境管理(株)

評価項目	平等な利用の確保 (○か×)	設置目的の 効果的達成 (満点15点)	効率的な 管理運営 (満点30点)	適正・確実な 管理能力 (満点40点)	その他必要 な事項 (満点15点)	合計点 (満点100点)
評価点	○	12.6	24.4	36.0	12.2	85.2
委員からの 主な意見	・施設の維持管理において点検データの比較分析による異常の兆候を感知し予防保全に努める提案は評価できる。					

○秋田湾・雄物川流域下水道（大曲及び横手処理区）

候補者名：(株)県南環境保全センター

評価項目	平等な利用の確保 (○か×)	設置目的の 効果的達成 (満点15点)	効率的な 管理運営 (満点30点)	適正・確実な 管理能力 (満点40点)	その他必要 な事項 (満点15点)	合計点 (満点100点)
評価点	○	12.2	24.0	35.6	12.8	84.6
委員からの 主な意見	・法の遵守基準より厳しい目標値を独自に設定して取り組んでいるほか、コスト削減について具体的な目標値の設定に取り組んでいる。					

地方道路交付金事業 西目屋二ツ井線（荷上場バイパス）に係る 債務負担行為の設定について

令和3年12月1日
道 路 課

1 概 要

- ・ 県道西目屋二ツ井線の荷上場バイパスは、安全で円滑な交通の確保や災害による孤立発生を防止を目的に、平成26年度から整備を進めている。
- ・ 令和4年度の降雪期前にバイパスの供用を図るため、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 路線名・場所


(一) 西目屋二ツ井線 荷上場バイパス（能代市）

(2) 内 容

- ・ 工事内容：防雪柵工 L = 725m
付属施設工 1式
- ・ 工 期：令和4年3月～令和4年7月
- ・ 金 額：210,000千円

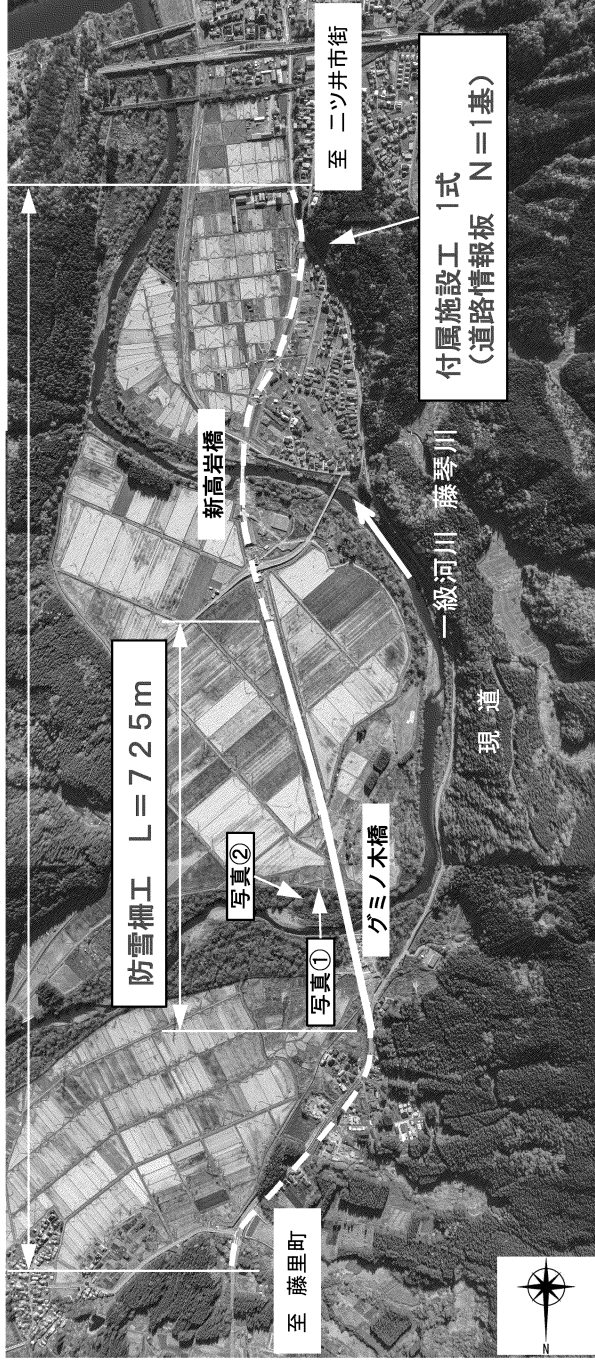
3 工程表

年度 月	令和3年度				令和4年度												
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
防雪柵工・ 付属施設工			契約 ○														
		公告・ 入札	準備 工		防雪柵工・ 付属施設工				後 片 付								
舗装工																	☆供用予定

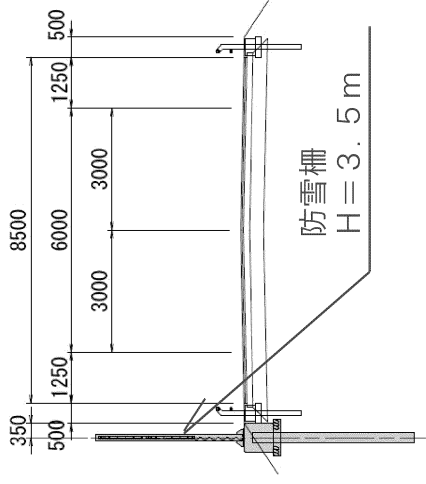
 灰色塗：債務負担行為設定

地方道路交付金事業 (一) 西目屋ニツ井線(荷上場バイパス)

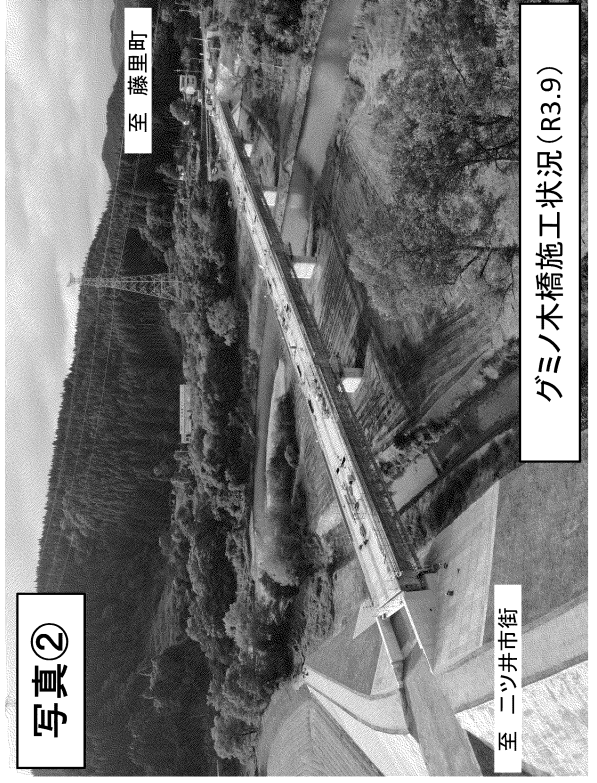
全延長 L=3,160m W=6.0 (8.5、11.0) m



標準横断面図



道路盛土施工状況 (R3.10)



グミノ木橋施工状況 (R3.9)

県単河川改良事業 ^{あくど} 悪土川に係る債務負担行為の設定について

令和3年12月1日
河川砂防課

1 概要

- 悪土川は、平成21年7月の豪雨により、能代市松長布地区^{まつながしき}において人家等に浸水被害が発生したため、同年から事業に着手している。また、平成30年5月の豪雨でも、再度浸水被害が発生している。
- 令和4年度から左岸の築堤護岸工（堤防兼用道路）に着手する予定であり、降雪期前に道路の供用を図るため、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 河川名・場所


悪土川 松長布地区（能代市）

(2) 内容

- 工事内容：築堤護岸工（堤防兼用道路） L = 143m
- 工期：令和4年3月～令和4年11月
- 金額：120,000千円

3 工程表

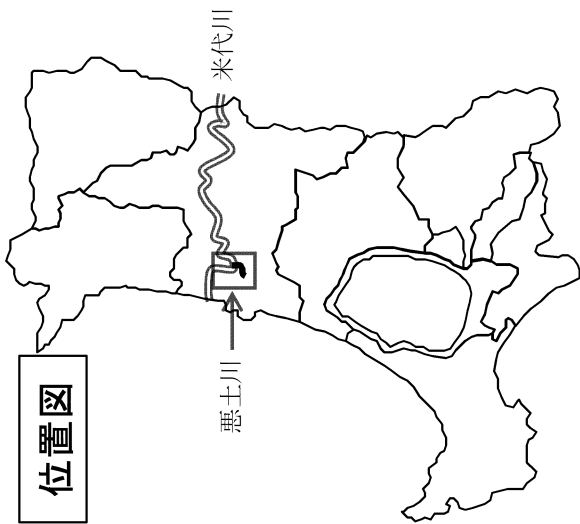
年度 月	令和3年度				令和4年度												
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
内容				契約 ○													
			公告 入札	準備工	築堤護岸工(堤防兼用道路)								☆市道供用開始				

 灰色塗：債務負担行為設定

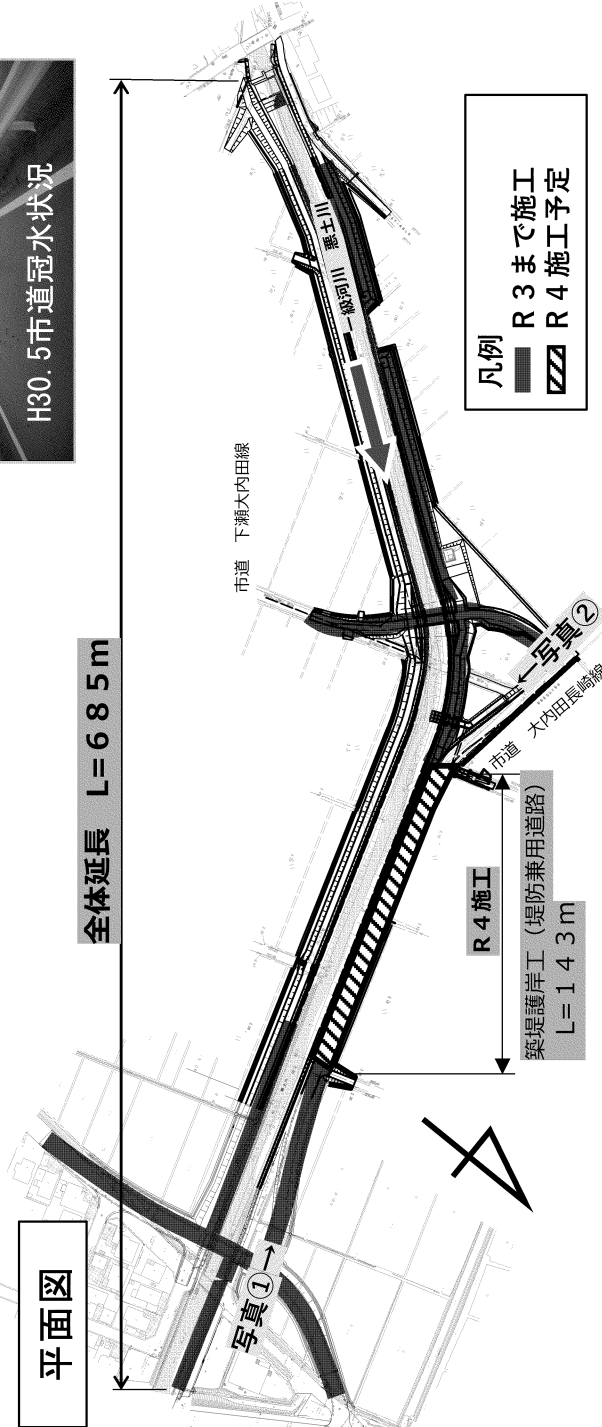
県単河川改良事業 悪土川

- ・事業期間 平成21年度～令和7年度（予定）
- ・事業内容 全体延長L=685m

- 令和3年度まで 築堤・護岸工（左岸）L=505m、護岸工（右岸）L=126m、橋梁架替工（付替道路工）N=2橋
- 令和4年度予定 築堤護岸工（堤防兼用道路）（左岸）L=143m



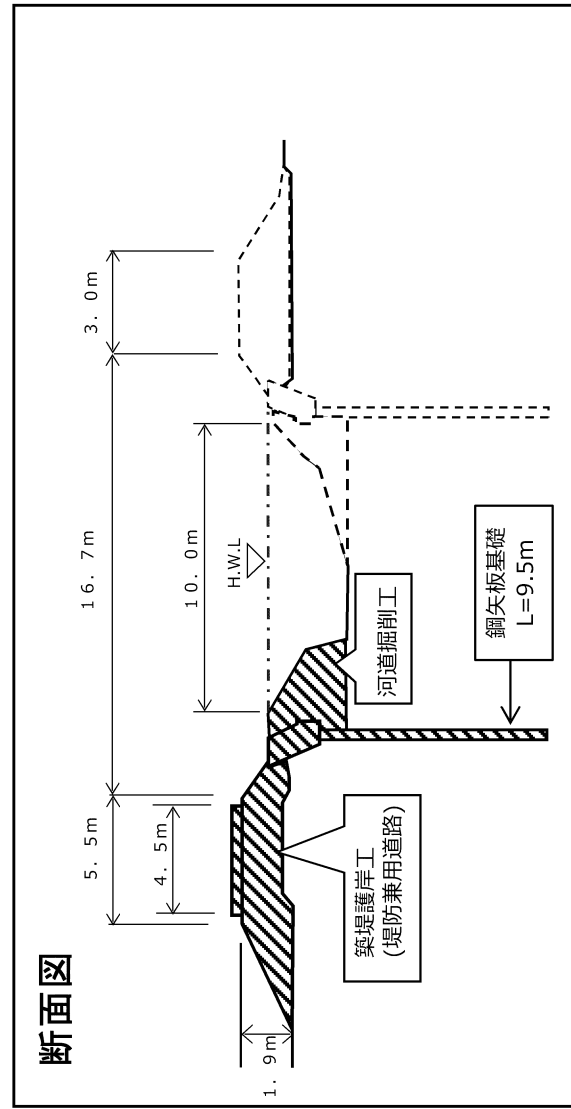
位置図



平面図



写真①



断面図



写真②

向浜ふ頭用地造成事業に係る債務負担行為の設定について

令和3年12月1日
港湾空港課

1 概要

- ・本事業は、港湾の利用を促進し地域産業の振興を図るため、ふ頭用地の整備を行うものである。
- ・埋立護岸の工事は、海上作業であり、施工期間が春季から冬季風浪期前までの静穏期に限定されることから、必要な工期を確保するため、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 場所

秋田港 向浜地区（秋田市）

(2) 内容

- ・工事内容：埋立護岸の基礎工、上部工 L = 220m
- ・工期：令和4年3月～令和4年10月
- ・金額：1,539,000千円

3 工程表

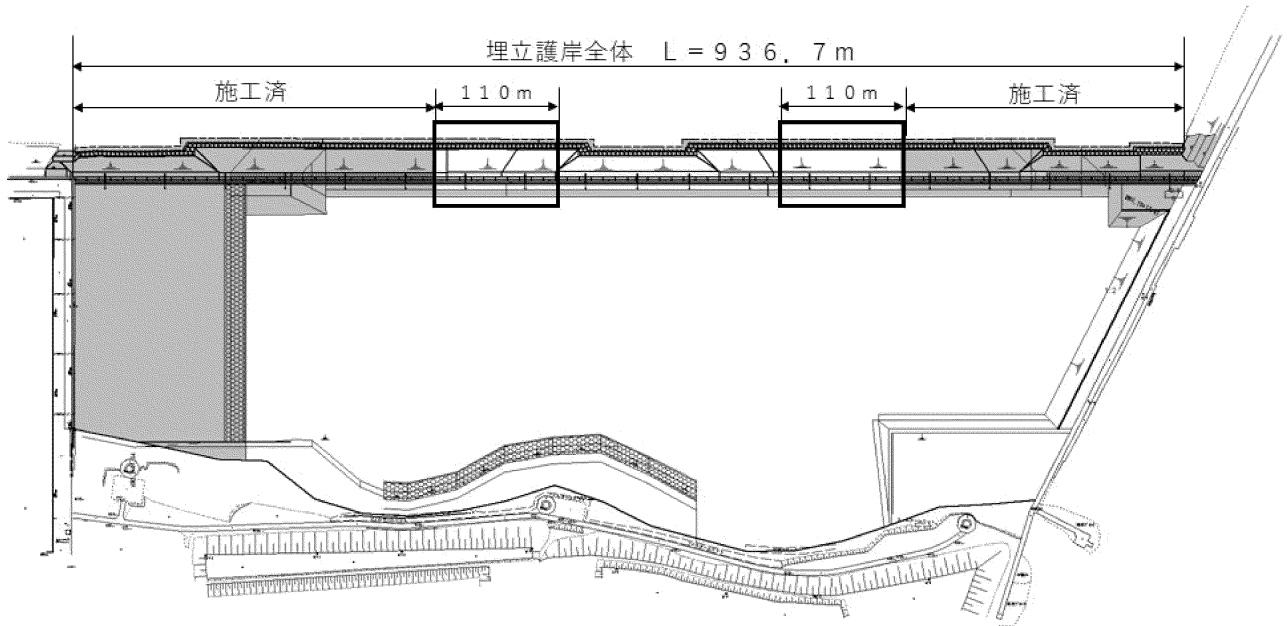
年度	令和3年度				令和4年度							
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
内 容				契約 ○								
			公告 ・入札	準備工	基礎工および上部工							

 灰色塗：債務負担行為設定

【施工位置図】

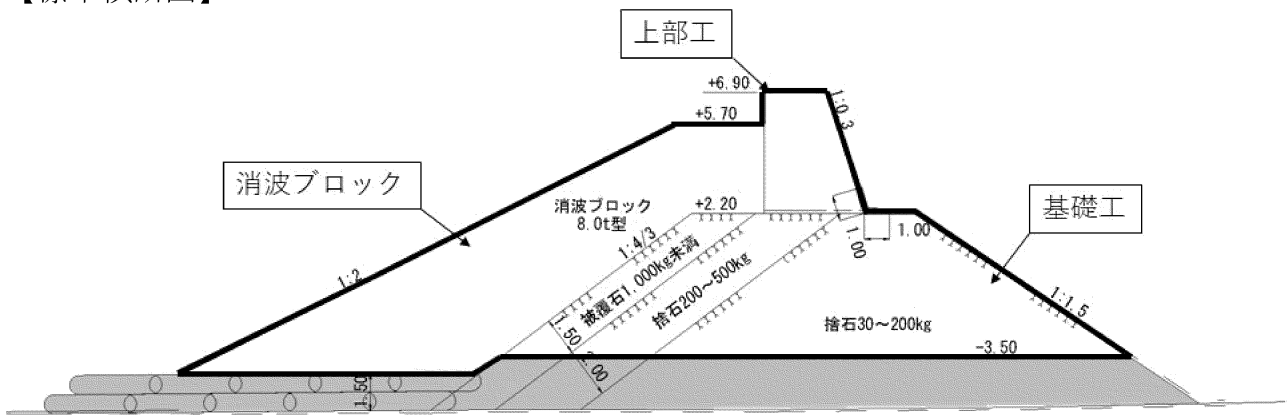


【平面図】



□ R4施工予定 (債務負担行為設定)

【標準横断図】



□ R4施工予定 (債務負担行為設定)

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

令和3年12月1日
建築住宅課

1 改正理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律により、長期優良住宅建築等計画の認定手続きの合理化等が図られたことに伴い、当該認定等に係る手数料の改定を行う必要がある。

2 改正内容

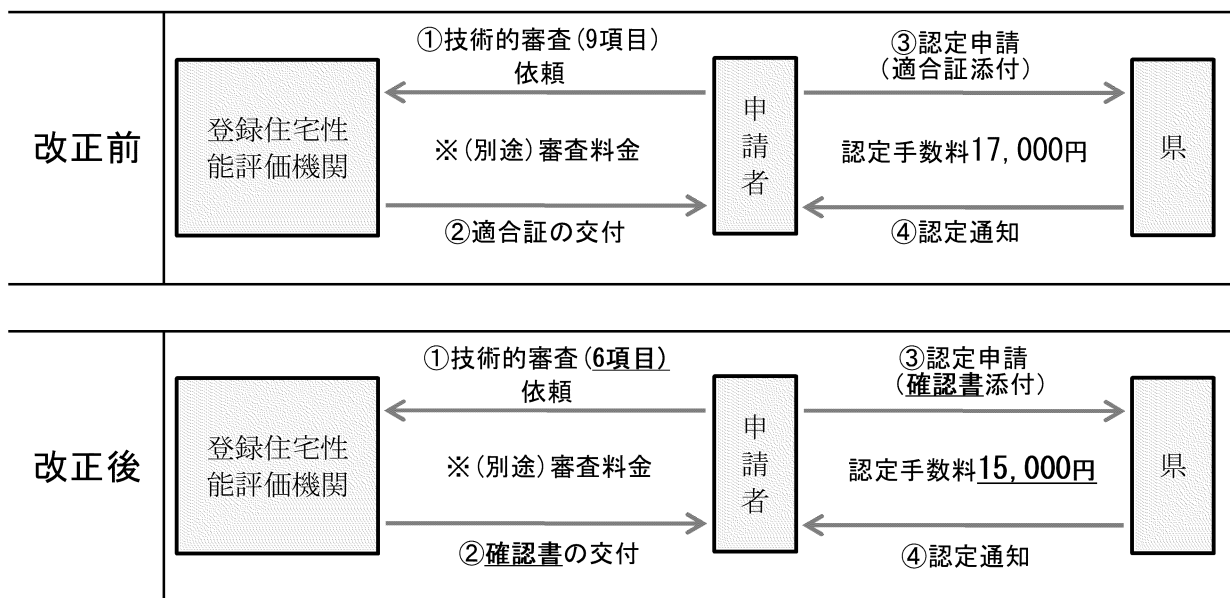
計画の認定の申請について、法律に定める機関が交付する確認書等を添付する場合の手数料を引き下げるほか、所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和4年2月20日から施行することとする。

【参 考】長期優良住宅の認定フロー

- ・登録住宅性能評価機関が交付する確認書を提出する場合の例（新築：一戸建ての住宅）



※登録住宅性能評価機関の審査料金設定による。

- ・長期優良住宅の申請件数（令和2年度・県実績）
136件（うち登録住宅性能評価機関による事前審査あり：123件（90%））

一| 略

二| 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考一|の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。

の数で除した額とする。

三| 略

四| 確認の申出に係る建築物に昇降機に係る部分が含まれる場合の手数料の額は、備考三|の加算した額に当該昇降機を建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による申請に係る建築物に設ける昇降機とみなして秋田県建築基準法関係手数料徴収条例別表五十一の項に定める額を加算した額とする。

五| 手数料の額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

備考	(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの	提出する場合にあつては、十六万八千五百円
	(2) 増築等の場合	二百十三万九千円（確認書等を提出する場合にあつては、二十五万二千元）
	(1) 新築の場合	百七十四万七千元（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、十九万千元）
	(2) 増築等の場合	二百六十二万円（確認書等を提出する場合にあつては、二十八万五千五百円）
	三 法第九条第一項又は第三項の規定による計画の変更の認定の申請	三千元
四 略	略	
五 法第十八条第一項の規定による容積率の特例の許可の申請	十六万円	

備考	三 法第九条第一項の規定による計画の変更の認定の申請	三千元
	四 略	略

備考

一 一の建築物について省令第二条第一項に規定する添付図書が共通である複数の計画認定申請が同時に行われる場合の手数料の額は、一の項に定める額を当該計画認定申請の数で除した額とする。

二 一の建築物について省令第八条に規定する添付図書が共通である複数の計画変更認定申請が同時に行われる場合の手数料の額は、二の項に定める額を当該計画変更認定申請

(2) 増築等の場合	<p>る場合にあつては、五万二千円)</p> <p>四十七万五千円(確認書等を提出する場合にあつては、七万七千五百円)</p>
(六) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの	<p>五十四万五百円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、七万九千円)</p> <p>八十一万円(確認書等を提出する場合にあつては、十一万七千五百円)</p>
(2) 増築等の場合	<p>九十九万八千五百円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、十三万三千円)</p> <p>百八十一万五百円(確認書等を提出する場合にあつては、十九万九千円)</p>
(七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの	<p>百四十二万六千五百円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、七十一万四千五百円)、増築等の場合にあつては百九十一万円(適合証を提出する場合にあつては、五十三万五千円)</p>
(2) 増築等の場合	<p>新築の場合</p>
(八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	<p>新築の場合</p>
(七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの	<p>新築の場合にあつては九十万五千五百円(適合証を提出する場合にあつては二十四万二千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては四十二万五千円)、増築等の場合にあつては百六十一万七千円(適合証を提出する場合にあつては、三十八万円)</p>
(八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの	<p>新築の場合にあつては百二十九万三千五百円(適合証を提出する場合にあつては三十四万六千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては五十八万六千円)、増築等の場合にあつては百九十一万円(適合証を提出する場合にあつては、五十三万五千円)</p>
(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの	<p>新築の場合にあつては百五十八万四千円(適合証を提出する場合にあつては四十一万八千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては七十一万四千五百円)、増築等の場合にあつては百九十一万円(適合証を提出する場合にあつては、五十三万五千円)</p>

(2) 増築等の場合	は住宅性能評価書等を提出する場 合にあつては、一万二千五百円)
(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に 係るもの	は住宅性能評価書等を提出する場 合にあつては、一万八千五百円)
(1) 新築の場合	九万円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場 合にあつては、二万円)
(2) 増築等の場合	十三万四千元(確認書等を提出する場 合にあつては、二万九千五百円)
(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に 係るもの	は住宅性能評価書等を提出する場 合にあつては、三万三千円)
(1) 新築の場合	十七万六千五百円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場 合にあつては、三万三千円)
(2) 増築等の場合	二十六万四千元(確認書等を提出する場 合にあつては、四万八千五百円)
(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に 係るもの	は住宅性能評価書等を提出する場 合にあつては、三十一万五千元(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場 合にあつては、四万八千五百円)
(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に 係るもの	計住宅性能評価書の写しを提出する場 合にあつては四万五千円)、増築等の場 合にあつては十二万二千円(適合証を提出する場 合にあつては、四万円)
(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に 係るもの	新築の場合にあつては十五万九千五百円(適合証を提出する場 合にあつては四万三千元)、設計住宅性能評価書の写しを提出する場 合にあつては八万四千五百円)、増築等の場 合にあつては二十三万七千元(適合証を提出する場 合にあつては、六万九千五百円)
(六) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に 係るもの	新築の場合にあつては二十八万五千五百円(適合証を提出する場 合にあつては七万五千元)、設計住宅性能評価書の写しを提出する場 合にあつては十四万六千元)、増築等の場 合にあつては四十二万二千五百円(適合証を提出する場 合にあつては、十二万五百円)

二 法第八条第一項の規定による計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）

(一) 一戸建ての住宅に係るもの

(1) 新築の場合

二万四千五百円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第五項に規定する確認書若しくはその写し（計画変更認定申請に係るものに限る。以下この項において「確認書等」という。）又は同条第五項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（計画変更認定申請に係るものに限る。以下この項において「住宅性能評価書等」という。）を提出する場合にあっては、七千五百円）
三万六千五百円（確認書等を提出する場合にあっては、一万五百円）

(二) 住戸の総数（計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。）が五戸以下の共同住宅等に係るもの

(1) 新築の場合

五万六千五百円（確認書等又

二 法第八条第一項の規定による計画の変更の認定の申請（以下「計画変更認定申請」という。）

(一) 一戸建ての住宅に係るもの

新築の場合にあっては二万二千五百円（計画が法第八条第二項において準用する法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下この項において「適合証」という。）を提出する場合にあっては八千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあっては一万円）、増築等の場合にあっては三万四千元（適合証を提出する場合にあっては、一万四千五百円）
新築の場合にあっては五万五千元（適合証を提出する場合にあっては一万五千五百円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあっては二万八千五百円）、増築等の場合にあっては七万六千五百円（適合証を提出する場合にあっては、二万六千元）

(二) 住戸の総数（計画変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この項において同じ。）が五戸以下の共同住宅等に係るもの

(三) 住戸の総数が六戸以上十戸以下の共同住宅等に係るもの

新築の場合にあっては八万五千五百円（適合証を提出する場合にあっては二万四千元、設

<p>(七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>(2) 増築等の場合</p> <p>(八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>(2) 増築等の場合</p> <p>(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1) 新築の場合</p> <p>(2) 増築等の場合</p>	<p>百九十九万七千円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、二十六万六千円）</p> <p>三百六十二万千円（確認書等を提出する場合にあつては、三十九万八千円）</p> <p>二百八十五万三千円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、三十三万七千円）</p> <p>四百二十七万八千円（確認書等を提出する場合にあつては、五十万四千円）</p> <p>三百四十九万四千円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、三十八万二千円）</p> <p>五百二十四万円（確認書等を提出する場合にあつては、五十七万千円）</p>
<p>(九) 住戸の総数が三百一戸以上の共同住宅等に係るもの</p>	<p>二万円（適合証を提出する場合にあつては、百七万円）</p> <p>新築の場合にあつては三百十六万八千円（適合証を提出する場合にあつては八十三万六千円、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあつては百四十二万九千円）、増築等の場合にあつては四百六十七万八千円（適合証を提出する場合にあつては、百二十八万五千円）</p>

<p>(四) 住戸の総数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1) 新築の場合</p>	<p>万九千円)</p>
<p>(2) 増築等の場合</p>	<p>三十五万三千円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、六万六千円)</p> <p>五十二万八千円(確認書等を提出する場合にあっては、九万七千円)</p>
<p>(五) 住戸の総数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等に係るもの</p> <p>(1) 新築の場合</p>	<p>六十三万円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、十万四千元)</p> <p>九十四万三千元(確認書等を提出する場合にあっては、十五万五千元)</p>
<p>(2) 増築等の場合</p>	<p>百八万円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、十五万八千円)</p> <p>百六十二万円(確認書等を提出する場合にあっては、二十三万五千円)</p>
<p>(2) 増築等の場合</p>	<p>百八万円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、十五万八千円)</p> <p>百六十二万円(確認書等を提出する場合にあっては、二十三万五千円)</p>
<p>(六) 住戸の総数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等に係るもの</p>	<p>する場合にあっては二十九万二千元)、増築等の場合にあっては八十四万五千元(適合証を提出する場合にあっては、二十四万千元)</p> <p>新築の場合にあっては九十八万円(適合証を提出する場合にあっては二十五万五千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあっては四十五万三千元)、増築等の場合にあっては百四十四万八千円(適合証を提出する場合にあっては、四十一万三千元)</p>
<p>(七) 住戸の総数が百一戸以上二百戸以下の共同住宅等に係るもの</p>	<p>新築の場合にあっては百八十一万円(適合証を提出する場合にあっては四十八万四千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあっては八十四万三千元)、増築等の場合にあっては三百二十三万四千元(適合証を提出する場合にあっては、七十六万円)</p>
<p>(八) 住戸の総数が二百一戸以上三百戸以下の共同住宅等に係るもの</p>	<p>新築の場合にあっては二百五十八万七千元(適合証を提出する場合にあっては六十九万二千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあっては百十七万二千元)、増築等の場合にあっては三百八十八万七千元(適合証を提出する場合にあっては六十九万二千元、設計住宅性能評価書の写しを提出する場合にあっては百十七万二千元)</p>

秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
区分	手数料の額（一件につき）	区分	手数料の額（一件につき）
<p>一 第五条第一項から第五項までの規定による計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）</p> <p>（一）一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの</p> <p>（1）新築の場合</p>	<p>四万九千円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条の二第五項に規定する確認書若しくはその写し（計画認定申請に係るものに限る。以下この項において「確認書等」という。）又は同条第五項に規定する住宅性能評価書若しくはその写し（計画認定申請に係るものに限る。以下こ</p>	<p>一 第五条第一項から第三項までの規定による計画の認定の申請（以下「計画認定申請」という。）</p> <p>（一）一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの</p>	<p>新築の場合にあつては四万五千円（計画が法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合することを、知事が認める者が証する書類（以下この項において「適合証」という。）を提出する場合にあつては一万七千円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し（以下「設計住宅性能評価書の写し」という。）を提出する場合にあつては二万円）、増築又は改築（以下「増築等」という。）の場合にあつては六万八千円（適合証を提出する場合にあつては、二万九千円）</p> <p>新築の場合にあつては十万二</p>
		<p>（二）住戸の総数（計画認定</p>	